**平成２２年（フ）第１２７号**
香川県高松市屋島東町1438番地23
債務者　佐々木えい子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第３５号**
鹿児島県南さつま市加世田津貫13261番地
債務者　成田　　守
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２２年（フ）第２２８号**
北海道旭川市末広５条４丁目２番11号　コーポエレガンス１階Ｄ号室
債務者　菊地恵理子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２２９号**
北海道旭川市末広東２条９丁目６番15号
債務者　赤間　里香（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２３７号**
北海道旭川市６条西３丁目２番４号　篠沢マンションＣ－２
債務者　嵯峨　綾乃
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２４０号**
北海道旭川市神楽４条12丁目９番６号
債務者　石脇美惠子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２４１号**
北海道旭川市神楽岡14条３丁目６番４号　コーポ種市102号室
債務者　早川　百恵
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２４４号**
北海道旭川市豊岡５条３丁目６番３号　豊岡５・３ハイツＡ棟101号室
債務者　川合ルリ子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２４５号**
北海道空知郡南富良野町字落合870番地
債務者　加藤　佑太
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２４６号**
北海道富良野市末広町20番26号
債務者　遠藤真智子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２３５号**
川崎市麻生区下麻生２丁目５番16号　フラワーアイランド201
債務者　紅林　敏夫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２９９号**
岡山県倉敷市菰池１丁目３番20号
債務者　濱田　絹江
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２７号**
岡山市南区福富中２丁目13番20号シスタードール妹尾201
債務者　才野　頼子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２８号**
岡山市南区福富中２丁目13番20号シスタードール妹尾201
債務者　才野　　尚
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３４１号**
岡山県倉敷市児島味野６丁目５番14号
債務者　竹田　則子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部